

日本学生支援機構貸与奨学金

緊急・応急採用 (学部生・大学院生対象)

家計の急変より学資支弁が困難となった方を対象に、【貸与奨学金緊急・応急採用】の申請を受け付けます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による家計急変も、災害に類するものとして取り扱います。以下のア～キに該当する場合、緊急・応急採用への申請が可能です。

ア	生計維持者が失職・退職・休職した場合 定年退職・自己都合退職・進学に係る休職/退職を含む。 転職・再就職後に収入が著しく減少した場合を含む。
イ	生計維持者が死亡または離別（離婚・失踪等）した場合 別居は離婚調停を伴う場合該当。失踪は警察に行方不明届を提出している場合該当。
ウ	生計維持者が破産した場合
エ	災害により生計維持者の支出が著しく増大、もしくは収入が減少した場合
オ	在籍校の廃止によりやむを得ず本学に入学したことで修学費用が増大した場合
カ	父母等の暴力からの非難のため「児童福祉法」「売春防止法」上の施設等に入所

申請受付期間：随時（家計急変事由発生から**12ヶ月以内**）

申請書類 請求方法	学生センター2F経済支援係窓口にて受領。 もしくは、 郵送による申請書類請求 （文字リンク・QRコード参照）	
申請書類 提出方法	学生センター2F経済支援係窓口へ提出。 もしくは、特定記録郵便により郵送申請（申請書類を参照）。	
提出・請求先住所	240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-8 横浜国立大学学生支援課経済支援係 宛	
スカラネット 入力期間	申請書類提出後速やかに ※ 入力可能時間帯 8:00～25:00	

貸与期間

第一種 (無利子)	家計急変事由発生日～採用年度末 ※ただし「緊急採用奨学金継続願」提出により次年度以降も貸与可能。
第二種 (有利子)	家計急変事由発生日～修業年限終期 ※学部生なら通常は4年次末まで。同様に修士2年次末、博士3年次末まで。
※第一種・第二種いずれの場合も、入学前に家計急変事由が発生している場合は、貸与始期を入学前に遡及させることはできません。	

申請の際に家計が急変したことを確認できる書類の提出が必要です。

家計急変事由および給与所得者/自営業等の類別により用意する書類が異なります。詳しくは申請書類をご確認ください。

学生支援課ウェブサイト <http://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/expense/> ⇒⇒

横浜国立大学ウェブサイト>教育・学生生活>学生支援課ウェブサイト
PC対応サイトのため、携帯等からアクセスする場合、通信料が発生します。

